平成３０年（フ）第１６３４号
大阪市阿倍野区丸山通２丁目８番37号　Ｋ２丸山通り101号
債務者　寄高　翔太
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６４５号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番３―606号
債務者　福山　拓未（旧姓湯瀬）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４７号
沖縄県沖縄市山里２丁目20番２―101号　県営山里高層住宅
債務者　崎原　**朋**子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第６０号
沖縄県中頭郡中城村字当間968番地　ヴィレッジ中城　101号
債務者　金城　潤子（旧姓玉城・前原・立津）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第７８号
沖縄県沖縄市諸見里３丁目38番７号
債務者　伊波こずえ
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第１５１号
静岡県焼津市西小川３丁目17番地の12、旧住所静岡市葵区羽高町10番51―101号
債務者　佐藤　　桂（旧姓曽根）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６０号
静岡市駿河区小坂1136番地
債務者　大澤　卓枝
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７３号
愛知県豊橋市藤沢町74番地（106）
債務者　成田　　稔
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１１号
熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1532番地広瀬ハイツＢ202号
債務者　本田　澄子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成３０年（フ）第６２２号
横浜市戸塚区汲沢１丁目11番３―501号
債務者　ムラカミ　エルネスト
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７３３号
横浜市中区本郷町２丁目51番地　ポーテラス本郷405号室
債務者　中村　裕子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８２０号
神奈川県綾瀬市寺尾台２丁目22番31号　フレグランスドミール201
債務者　大川　えり
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３１７号
東京都東村山市富士見町２丁目１番地２　第２万寿園
債務者　古川　敬郎
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３１８号
東京都武蔵村山市本町３丁目６番地の５レオパレス横田202号
債務者　本多　恵子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４６３号
東京都昭島市拝島町１―11―13パークサイドヴィラ203号、住民票上の住所東京都福生市南田園１丁目16番地56
債務者　山本　真希
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部